

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

職・氏名

印

債権者コード

令和5年4月24日付けで入札告示のありました令和5年度雪堆積場産業廃棄物処理業務に係る競争参加資格について、下記の資料を提出します。

また、下記1の要件をすべて満たしていること、並びに下記2の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

### 1 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質管理若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」に登録されており、かつ、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 北海道知事から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者であり、かつ、札幌市長から同条第6項に規定する許可を受けた産業廃棄物処分業者であること。ただし、その事業の範囲に「汚泥」、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「がれき類」が含まれていること。
- (4) 産業廃棄物許可品目として乾電池（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む）が処理できること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

## 2 添付書類

- 競争入札参加資格認定通知書（上記1-(2)）
- 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（上記1-(3)及び1-(4)）
- 産業廃棄物処分業許可証の写し（上記1-(3)及び1-(4)）
- 組合員名簿（上記1-(6)）（※事業協同組合等の組合が参加する場合のみ）